

「南房総市避難行動要支援者名簿利用に関するガイドライン（案）」
に関するパブリックコメント実施結果について

保健福祉部社会福祉課

1 目的

南房総市は、昨年発生した台風第15号、第19号及び10月25日の大雨などの教訓から、現在の避難行動要支援者（高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援を必要とする人）名簿の運用体制を見直すこととしました。

より実効性のある支援体制を整備するため、「南房総市避難行動要支援者名簿利用に関するガイドライン（案）」を作成しました。

これについて広く市民の皆様から御意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。

2 実施期間

令和2年7月1日（水）から令和2年7月31日（金）までの31日間

3 周知方法

- (1) 広報みなみぼうそう7月号にパブリックコメントの実施について掲載
- (2) 報道機関にパブリックコメントの実施について掲載を依頼（房日新聞（令和2年6月29日）に掲載）
- (3) 社会福祉課、市民課、朝夷行政センター及び各地域センターでガイドライン（案）の閲覧を実施
- (4) 市ホームページにガイドライン（案）を掲載

4 意見の提出状況

意見の提出者 3人（6件）

5 意見の概要と意見に対する考え方

該当箇所	意見の内容	意見に対する考え方
<p>第2章 避難行動要支援者名簿の作成・管理等 ⇒</p> <p>1 避難行動要支援者名簿の作成・掲載する者の範囲及び</p> <p>第3章 避難支援等関係者への名簿提供 ⇒1 平常時</p>	<p>土砂災害警戒区域に指定を受けている箇所に居住をしている方については、極力、要登録をお願いするものでしょうか。</p>	<p>今回、昨年発生した令和元年房総半島台風の教訓から、掲載対象者の方は極力、平常時用名簿に掲載させていただきたいと考えています。</p> <p>名簿の掲載対象者は、原則該当箇所の①から⑥の方々です。</p> <p>土砂災害警戒区域にお住まいの方に登録を特別にお願いするものではありませんが、速やかに避難するため支援が必要な方の登録をお願いするものです。</p>
<p>第3章 避難支援等関係者への名簿提供 ⇒1 平常時</p>	<p>名簿登録の同意意向確認について。その方法の具体的なやり方をどうされるのか。</p>	<p>意向確認方法については、当ガイドラインP9のとおりです。なお、市はなるべく対象者全てから同意・不同意の確認を得るよう、意思表示のない方について、電話、訪問等積極的なアプローチを行います。</p>
<p>第3章 避難支援等関係者への名簿提供 ⇒1 平常時</p>	<p>今年度の名簿登録同意意向については、どのタイミングで確認の実施をされるのか。</p>	<p>今年度は、7月1日現在の住民基本台帳等の情報に基づき対象となる方に、8月初旬に文書を発送します。</p>
<p>第3章 避難支援等関係者への名簿</p>	<p>市内の福祉施設利用者で、市外の利用者について名簿作成をするのかどうか。作成するとし</p>	<p>福祉施設等入所者は名簿掲載の対象外となります。</p>

該当箇所	意見の内容	意見に対する考え方
提供 ⇒1 平常時	<p>たら、その方の居住所在の市町村との情報共有はどうされるのか。また、旧7町村ごとに名簿を管理することになっているようですが、上記の福祉施設利用者で、施設と自宅の所在が旧7町村で異なる場合の名簿の共有管理はどうなっているのか。</p>	
<p>第3章 避難支援等関係者への名簿提供 ⇒1 平常時</p>	<p>第 3章 避難支援等関係者への名簿提供 1 平常時</p> <p>(1) 平常時用名簿の提供先</p> <p>『その他避難支援を実施するために名簿情報を提供することが必要であると市長が特に認めるもの』 にあたる団体として、南房総市赤十字奉仕団に平常時用名簿を提供してほしい。</p> <p>今年度より現地対策本部を中心とし、地域災害連携に取り組む地区がある。中でも、富山地区では、先日、富山地域災害対応連携第1回会議が開かれ、南房総市赤十字奉仕団富山分団も自主防災組織・行政区、消防団及び民生委員・児童委員と連携・協働し、避難行動要支援者の第1次安否確認を行うこととなった。</p>	<p>御協力のお申し出ありがとうございます。『その他避難支援を実施するために名簿情報を提供することが必要であると市長が特に認めるもの』として検討させていただきます。</p> <p>なお、避難行動要支援者名簿情報の提供を受ける場合は、対法第49条の13の規定により秘密保持義務が課せられます。市は、避難支援等関係者に秘密保持義務に関する十分な説明を行い、合意した上で、避難行動要支援者名簿情報の取扱いに関する協定を締結します。</p> <p>今後、協定の締結等についても、説明させていただきます。</p>

該当箇所	意見の内容	意見に対する考え方
	<p>そのため、対象者を知り、平常時から声掛け等を行い、有事の際に役立てたいとの団員からの意見があることから、上記を要望する。</p>	
<p>第3章 避難支援等関係者への名簿提供 ⇒1 平常時</p>	<p>避難支援等関係者に介護支援専門員（ケアマネ）が入っているが、表記方法を再考してほしい。</p> <p>【理由】</p> <p>介護支援専門員は市内、市外も含めて自分の受け持ちの利用者の安否確認を実施するので、他の避難支援等関係者とは役割が異なると考えられる。</p>	<p>市が介護支援専門員の役割として位置付けていたのは、避難行動要支援者の個別計画（私の防災手帳）の作成支援でした。</p> <p>御指摘のとおり、介護支援専門員は平常時用名簿を使った日頃の見守り支援等を実施する他の避難支援等関係者とは役割が異なることから、今回、ガイドラインの避難支援等関係者から介護支援専門員を削除します。</p>